

赤穂市空家活用支援事業補助金交付要綱の一部を改正する要綱を次のように定める。

令和8年4月30日

赤穂市長 牟 禮 正 稔

赤穂市訓令甲第44号

#### 赤穂市空家活用支援事業補助金交付要綱の一部を改正する要綱

赤穂市空家活用支援事業補助金交付要綱（平成30年赤穂市訓令甲第40号）の一部を次のように改正する。

別表第1の(1)の項中「国土交通省住宅局建築指導課監修「木造住宅の耐震診断と補強方法」又は」を削り、「発行「2012年改訂版 木造住宅の耐震診断と補強方法」による」を「による「木造住宅の耐震診断と補強方法（2004年改訂以後のものに限る。）」に定める」に改め、「精密診断法」の次に「による耐震診断」を加え、同表の(3)の項中「既存鉄骨造建築物の耐震診断指針」を「耐震改修促進法のための既存鉄骨造建築物の耐震診断および耐震改修指針・同解説」に、「（1996年版、2011年版）による」を「に定める」に改め、同表の(4)の項中「既存鉄筋コンクリート造建築物の耐震診断基準」を「既存鉄筋コンクリート造建築物の耐震診断基準同解説（2001年改訂以後のものに限る。）」に改め、「（2017年版）」を削り、同表の(5)の項中「既存鉄骨鉄筋コンクリート造建築物の耐震診断基準」を「既存鉄骨鉄筋コンクリート造建築物の耐震診断基準同解説（2009年改訂版）」に改め、「（2009年版）」を削る。

付 則

この要綱は、公布の日から施行する。